

峡南広域行政組合事後審査型条件付き一般競争入札共通説明書

この峡南広域行政組合事後審査型条件付き一般競争入札共通説明書（以下「共通説明書」という。）は、峡南広域行政組合事後審査型条件付き一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて行う入札について適用する。

1. 入札に付する事項

入札公告（以下「公告」という。）に示すとおり。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

現に有効である峡南広域行政組合有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者で、次の各号に示す要件をいずれも満たしているほか、公告で掲げる要件をいずれも満たしている者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく峡南広域行政組合の入札参加制限を受けていない者。
- (2) 入札日に、峡南広域行政組合建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領若しくは峡南広域行政組合物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領（以下いずれも「入札参加資格停止等措置要領」という。）の規定に基づく入札参加資格停止期間中でない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、それぞれの申立てがなされている者にあつて、手続開始決定後に競争入札参加資格の代表理事の再認定を受けている者はこの限りでない。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でない者。
- (6) 入札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でない者。
- (7) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け、支払いが不可能になった者でない者、又は第三者の債権保全の請求が常態化したと認められる者でない者。
- (8) 入札日に、峡南広域行政組合に使用料納付義務がある者にあつては、使用料金の滞納もない者。
- (9) その他代表理事が定めた資格を満たす者であること。

3. 入札・開札の日時及び場所

公告に示すとおり。

4. 入札参加申出に関する事項

実施要領第6条第1項の規定に基づき、受付期限を定めた場合は、次のとおりとする。

- (1) 受付期間 公告に示すとおり。
- (2) 提出書類 峡南広域行政組合事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書（以下、「申出書」という。）
- (3) 提出方法 持参、又は電子メールにより送信すること。
- (4) 提出先 峡南広域行政組合消防本部 庶務課
TEL 055-272-7611（直通） FAX 055-272-0665
E-mail : s-syomuka@kyonan.jp

5. 入札に付する内容を説明する日時及び場所

申請書等の作成に関する説明会及び現場説明会は行わない。

6. 事業内容説明に関する事項

- (1) 設計図書等を示す場所は、実施要領第8条の規定に基づき、公告した日から峡南広域行政組合消防本部のホームページ（以下、「ホームページ」という。）に掲載する。
- (2) 入札参加希望者は、必要に応じてダウンロードして使用すること。
- (3) 但し閲覧制限がされている場合は「事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書」を提出した者に限り、制限解除のパスワードを付与する。
- (4) 配布開始及び締切日 公告に示すとおり。
- (5) 質疑応答 質問は、公告で定める期限までに峡南広域行政組合消防本部庶務課まで、電子メールにより送信すること。
回答は、公告で定める期限までホームページ上で公表する。
- (6) 同等品の提出及び認定 内訳書もしくは仕様書に示した物品以外の同等品（規格・品質・性能が同等以上）の納入を希望する場合は、同等品承認申請書に当該同等品のメーカー・品番等を記載し、同等品と確認できるカタログ等を添付して、峡南広域行政組合消防本部庶務課まで持参により提出すること。
提出は公告で定める「設計書の内容に関する質問提出」の期限とする。
申請結果は、公告で定める「設計書の内容に関する質問回答」の期限までホームページ上で公表する。

7. 入札等に関する注意事項

- (1) 入札の執行回数は1回とする。
- (2) 入札参加者は、設計図書、仕様書及び現場等熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書等に疑義があるときは、公告で示した期間内に関係職員の説明を求めることができる。
- (3) 入札した結果、入札参加者が1者の場合にあっては、失格や無効ではなく有効であるときは、一般競争入札の競争結果とみなし、入札は成立したものとする。ただし、最低入札参加者数を確保する入札にあっては、入札公告等にその旨を明示するものとし、当該入札において最低入札参加者数が確保できない場合は、当該入札を中止することができるものとする。

- (4) 入札書は、公告で指定された入札日時、入札場所に提出書類等とともに直接持参しなければならない。それ以外は認めない。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札書は、指定の様式を使用する。
- (7) 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めないものとする。
- (8) 積算内訳書は、入札書と一緒に提出する（金額は入札書の内容と一致すること）。

8. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、次の各号に定めるほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

9. 入札の延期又は中止

- (1) 天災等の不可抗力や、入札参加者が連合し又は不穏な行動をなす場合等、やむを得ない理由や入札を公正に執行することができないと認めたときは、既に公告に付した事項の変更、当該入札の延期又は中止をすることができるものとする。
これらの場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても弁償の責任を負わないものとする。

10. 入札の辞退

- (1) 申出書を提出した場合にあっては、入札辞退届は次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- (2) 入札辞退届を持参する場合にあっては、入札日時までに指定された場所に提出するものとする。
- (3) 入札辞退届を郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便によって発送する場合にあっては、入札日前日までに指定された場所に到着するものとする。この場合は、併せて電話連絡するものとする。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として辞退以後に不利益な取扱いを受けることはないものとする。

11. 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がしたとき。
- (2) 入札に関して不正の行為があったとき。
- (3) 財務規則第71条の適用がある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
- (4) 委任状を持参しない代理人が入札したとき。
- (5) 金額が訂正されていたとき。
- (6) 金額がゼロ円のとき。
- (7) 入札金額の頭に「¥」マークの記入がないとき。
- (8) 記名押印を欠いていたとき。
- (9) 入札年月日の記載が指定されている場合にあつて、明らかに誤っているとき。
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- (11) 明らかに連合によると認められるとき。
- (12) 同一の入札で、資金的関係又は役員等人的関係（夫婦、親子及び兄弟姉妹の関係を含む。）がある者が一緒に入札したとき。
- (13) 同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒に入札したとき。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したとき。

12. 開札の立会い

入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札（開札）事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

13. 開札

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最も低い価格で入札した者から順に落札候補者とし、最も低いものから第2番目までの入札価格及び当該入札をした者の名前を読み上げ、落札を保留し、最低価格の落札候補者から順に入札参加資格要件等の審査を行い後日落札決定する旨を宣言し、開札を終了する。
- (2) 落札となるべき価格での入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者が立会人としていないときは、これに代わり入札（開札）事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14. 落札者の決定等

- (1) 落札者が決定するまで、最も入札価格の低い落札候補者から順に、公告及び実施要領で指定された提出書類等を、提出日の翌日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に審査を行う。
- (2) 審査の結果、第1番目の落札候補者が不合格となった場合は、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行う。
- (3) 審査の結果、落札候補者が合格したときは、落札者として決定されたものとし、速やかに落札決定通知書により通知するものとする。
- (4) 落札決定までに、落札候補者が公告及び実施要領に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとする。

- (5) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認めた場合は、当該落札候補者に対して、入札参加資格不適格通知書（以下、「不適格通知書」という。）を送付する。
- (6) 不適格通知書を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に、入札参加資格を満たしていないと認められた理由（以下、「不適格理由」という。）についての説明を、説明要請書により求めることができる。
- (7) 不適格理由についての説明を求められた場合には、当該書面を受けた日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に、回答書により回答する。
- (8) 不適格通知書を受けた者は、不適格理由の説明を求めても事務の執行を妨げないものとする。

15. 提出書類の返却等

- (1) 提出書類は、一切返却しない。
- (2) 提出書類は、組合において競争入札参加資格の確認以外には提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出書類の差替え及び再提出は認めない。

16. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金及び契約保証金は、財務規則に定めるところによるものとし、納付等については公告において明示するものとする。
- (2) 入札保証金は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合にあつては、当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後に返還するものとする。

17. 違約金

峡南広域行政組合財務規則、峡南広域行政組合各契約約款及び峡南広域行政組合建設工事執行規則の規定による。

18. 契約書等の提出

- (1) 契約書（契約金額が、130万円未満の場合は、請書とすることができる。）は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約書案を提出しなければならない。ただし、契約係の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者は、議会の議決を要する契約にあつては、仮契約書の案を提出しなければならない。
- (3) 議会の議決を要する契約にあつては、議会の議決があつたときに本契約が成立する。ただし、議会の議決を得られなかったときは、この契約は無効となり、発注者は損害賠償の責を負わない。

19. 費用の負担

入札に係る申請書等の作成、提出などに要する一切の費用は、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。また、契約に要する経費は落札者の負担とする。

20. 異議の申立て

入札した者は、入札後、この説明書・設計図書・仕様書・契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。